

代理人設定・変更・終了届の提出について

成年後見人に就いた場合又は成年後見人を変更する場合は、下記の書類が必要となりますので必要書類を整備の上、総務省政策統括官（恩給担当）に提出してください。

記

1 後見人を新たに設定する場合

「代理人設定・変更・終了届」

<添付する書類>

- ・ **登記事項証明書**（後見人の就職事項の記載のあるもの。法務局交付）
又は**審判書謄本原本**（家庭裁判所交付）

2 後見人を変更する場合

① 「代理人設定・変更・終了届」

<添付する書類>

- ・ **登記事項証明書**（後見人の就職事項の記載のあるもの。法務局交付）
又は**審判書謄本原本**（家庭裁判所交付）

② **住所変更届**（後見人の住所が変わった場合。）

③ **改氏名届**（後見人の氏名が変わった場合。）

<添付する書類>

- ・ **戸籍謄本又は戸籍抄本**（改氏名の記載事項のあるもので、写しでないもの。）

3 後見人を終了する場合

「代理人設定・変更・終了届」

<添付する書類>

- ・ **登記事項証明書**（後見人の就職事項の記載のあるもの。法務局交付）
又は**審判書謄本原本**（家庭裁判所交付）